

2019/09/30 20:01 現在の情報です。

これは閉鎖された登記簿です。

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社

会社法人等番号	0 1 1 0 - 0 1 - 0 3 0 8 5 2		
商 号	ボディソニック株式会社		
	オメガ・プロジェクト株式会社	平成 1 2 年 7 月 1 日変更	
		平成 1 2 年 7 月 2 4 日登記	
	オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社	平成 1 7 年 4 月 1 日変更	
平成 1 7 年 4 月 1 5 日登記			
本 店	東京都渋谷区渋谷一丁目 2 4 番 6 号		
	東京都渋谷区桜丘町 3 1 番 1 0 号	平成 1 3 年 1 1 月 3 0 日移転	
		平成 1 3 年 1 1 月 3 0 日登記	
	東京都渋谷区神宮前二丁目 2 6 番 6 号	平成 1 5 年 9 月 1 2 日移転	
		平成 1 5 年 1 2 月 5 日登記	
	東京都渋谷区神宮前二丁目 2 5 番 4 号	平成 1 6 年 8 月 3 日移転	
		平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日登記	
	東京都渋谷区恵比寿四丁目 2 0 番 3 号	平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日移転	
平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日登記			
公告をする方法	日本経済新聞に掲載してする		
	<u>本会社の公告は、電子公告により行う。</u> <u>http://www.omega.co.jp/</u> <u>ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。</u>	平成 1 7 年 6 月 2 4 日変更	
		平成 1 7 年 1 0 月 2 5 日登記	
	<u>本会社の公告方法は、電子公告により行う。</u> <u>http://www.omega.co.jp/</u> <u>ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u>	平成 1 8 年 6 月 2 7 日変更	
平成 1 8 年 8 月 2 8 日登記			
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	<u>http://www.omega.co.jp/ir/IR.htm</u>	平成 1 5 年 5 月 5 日設定	
		平成 1 5 年 1 2 月 5 日登記	
	<u>http://www.omega.co.jp/index.php?view=ir&sub=zaimu</u>	平成 1 6 年 4 月 1 2 日変更	
		平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日登記	
会社成立の年月日	昭和 5 1 年 1 月 2 4 日		
目 的	1. <u>スポーツ施設、レジャー施設、ホテル、商業ビル、マンション、病院等に対する情報機器のシステム開発、企画、設計、施工、監理及びコンサルタント業務</u> 2. <u>健康機器の企画開発、設計及び販売並びにそのコンサルタント業務</u> 3. <u>電子装置、機械器具及びその附属品、部品、材料等の製造販売</u> 4. <u>電気機器、電子機器、電子計算機、事務用機器、計測機器、光学用機器、精密機械器具、照明機器、車輛工作機械、医療機器、家具什器備品、商業用設備等各種動産の売買、賃貸借、管理</u> 5. <u>電気工事業及び電気通信工事業</u> 6. <u>土木建築工事の請負、設計、施工及び監理</u> 7. <u>不動産の売買、賃貸借、管理</u> 8. <u>飲食店経営</u> 9. <u>下記物品の製造、卸売、輸出入並びに販売</u>		

- (1) 衣料用繊維製品、装飾装身具、化粧品
- (2) 授乳用品、ベビーフーズ、乳幼児用雑貨・衛生用品・入浴用品並びに食器
- (3) 乳幼児用寝具・家具・靴その他履物
- (4) 玩具、知育玩具並びに屋内・屋外遊戯器具
- (5) ベビーカー並びに自転車等の乳幼児用乗物
- 1 0. 結婚式・披露宴その他セレモニーの企画、提案並びに運営
- 1 1. 結婚式場の経営、披露宴・パーティー会場の紹介並びに幹旋
- 1 2. 式服・礼服その他ブライダル関連商品の企画、製造、販売並びにレンタル
- 1 3. 外国語教室の経営、翻訳並びに通訳・外国語講師の養成、紹介、派遣
- 1 4. 労働者派遣法に基づく人材の派遣
- 1 5. 書籍の出版、企画、販売、輸出入及びレンタル
- 1 6. ビデオテープ、コンパクトディスク、語学教材用テープ、音楽テープ、マイクロディスク、レコード盤等の企画、制作、販売、輸出入並びにレンタル
- 1 7. 広告業及び広告代理業務
 - (1) 広告・宣伝の企画並びに制作業務
 - (2) マーケティングリサーチ及び販売促進に関する情報の調査・収集並びに提供業務
 - (3) 経営コンサルティング業務
 - (4) 電装広告・ネオン広告塔及び屋内外広告物の設計、施工並びに管理
- 1 8. 旅行業及び旅行代理業
- 1 9. 遊技場の企画、設計、施工、管理、運営並びにコンサルタント業務
- 2 0. コンピューターソフトウェアの企画、制作、販売、輸出入、レンタル並びにリース
- 2 1. インターネットのアクセスサービス業務並びに情報提供サービス業務
- 2 2. テレビジョン、その他の一般放送事業
- 2 3. 放送用ケーブルを利用した通信事業
- 2 4. ビタミン等の栄養素を補給した栄養補助食品及びロイヤルゼリー・高麗人参等の健康食品の製造・販売業
- 2 5. 映像関連ソフトの企画・制作、及び販売
- 2 6. 映像関連ソフトの著作権の管理
- 2 7. 映像関連ソフトのマーケティング（購入、配給、興行、輸出入、幹旋、仲介）業務
- 2 8. 各種情報提供サービス業
- 2 9. 損害保険代理業、並びに生命保険の募集に関する業務
- 3 0. 前各号に附帯または関連する一切の事業

- 1. スポーツ施設、レジャー施設、ホテル、商業ビル、マンション、病院等に対する情報機器のシステム開発、企画、設計、施工、監理及びコンサルタント業務
- 2. 健康機器の企画開発、設計及び販売並びにそのコンサルタント業務
- 3. 電子装置、機械器具及びその附属品、部品、材料等の製造販売
- 4. 電気機器、電子機器、電子計算機、事務用機器、計測機器、光学用機器、精密機械器具、照明機器、車輛工作機械、医療機器、家具什器備品、商業用設備等各種動産の売買、賃貸借、管理
- 5. 電気工事業及び電気通信工事業
- 6. 土木建築工事の請負、設計、施工及び監理
- 7. 不動産の売買、賃貸借、管理
- 8. 飲食店経営
- 9. 下記物品の製造、卸売、輸出入並びに販売
 - (1) 衣料用繊維製品、装飾装身具、化粧品
 - (2) 授乳用品、ベビーフーズ、乳幼児用雑貨・衛生用品・入浴用品並びに食器
 - (3) 乳幼児用寝具・家具・靴その他履物
 - (4) 玩具、知育玩具並びに屋内・屋外遊戯器具
 - (5) ベビーカー並びに自転車等の乳幼児用乗物
- 1 0. 結婚式・披露宴その他セレモニーの企画、提案並びに運営
- 1 1. 結婚式場の経営、披露宴・パーティー会場の紹介並びに幹旋
- 1 2. 式服・礼服その他ブライダル関連商品の企画、製造、販売並びにレンタル
- 1 3. 外国語教室の経営、翻訳並びに通訳・外国語講師の養成、紹介、派遣
- 1 4. 労働者派遣法に基づく人材の派遣
- 1 5. 書籍の出版、企画、販売、輸出入及びレンタル
- 1 6. ビデオテープ、コンパクトディスク、語学教材用テープ、音楽テープ、マイクロディスク、レコード盤等の企画、制作、販売、輸出入並びにレンタル
- 1 7. 広告業及び広告代理業務
 - (1) 広告・宣伝の企画並びに制作業務
 - (2) マーケティングリサーチ及び販売促進に関する情報の調査・収集並びに提供業務
 - (3) 経営コンサルティング業務
 - (4) 電装広告・ネオン広告塔及び屋内外広告物の設計、施工並びに管理
- 1 8. 旅行業及び旅行代理業

19. 遊技場の企画、設計、施工、管理、運営並びにコンサルタント業務
 20. コンピューターソフトウェアの企画、制作、販売、輸出入、レンタル並びにリース
 21. インターネットのアクセスサービス業務並びに情報提供サービス業務
 22. テレビジョン、その他の一般放送事業
 23. 放送用ケーブルを利用した通信事業
 24. ビタミン等の栄養素を補給した栄養補助食品及びロイヤルゼリー・高麗人参等の健康食品の製造・販売業
 25. 映像関連ソフトの企画・制作、及び販売
 26. 映像関連ソフトの著作権の管理
 27. 映像関連ソフトのマーケティング（購入、配給、興行、輸出入、斡旋、仲介）業務
 28. 各種情報提供サービス業
 29. 損害保険代理業、並びに生命保険の募集に関する業務
 30. 携帯電話の製造並びに売買
 31. コンピュータの周辺機器の製造並びに売買
 32. 通信システムによる情報の収集並びに提供
 33. 前各号に附帯または関連する一切の事業
- 平成11年 6月29日変更 平成11年 7月13日登記

1. スポーツ施設、レジャー施設、ホテル、商業ビル、マンション、病院等に対する情報機器のシステム開発、企画、設計、施工、監理及びコンサルタント業務
 2. 健康機器の企画開発、設計及び販売並びにそのコンサルタント業務
 3. 電子装置、機械器具及びその附属品、部品、材料等の製造販売
 4. 電気機器、電子機器、電子計算機、事務用機器、計測機器、光学用機器、精密機械器具、照明機器、車輛工作機械、医療機器、家具什器備品、商業用設備等各種動産の売買、賃貸借、管理
 5. 電気工事業及び電気通信工事業
 6. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び監理
 7. 労働者派遣法に基づく人材の派遣
 8. 書籍の出版、企画、販売、輸出入並びにレンタル
 9. 語学教材用テープ・コンパクトディスク・ビデオの企画、制作、販売、輸出入並びにレンタル
 10. 広告業及び広告代理店業
 - (1) 広告・宣伝の企画並びに製作業務
 - (2) マーケティングリサーチ及び販売促進に関する情報の調査・収集
 - (3) 経営コンサルティング業務
 - (4) 電装広告・ネオン広告塔及び屋内広告物の設計、施工並びに管理
 11. コンピューターソフトウェアの企画、制作販売、輸出入、レンタル並びにリース
 12. インターネットのアクセスサービス業務並びに情報提供サービス業務
 13. テレビジョン、その他の一般放送事業
 14. 放送用ケーブルを利用した通信事業
 15. 映像関連ソフトの企画・制作及び販売
 16. 映像関連ソフトの著作権の管理
 17. 映像関連ソフトのマーケティング（購入、配給、興行、輸出入、斡旋、仲介）業務
 18. 各種情報提供サービス業
 19. 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務
 20. 携帯電話の製造並びに売買
 21. コンピュータの周辺機器の製造並びに売買
 22. 通信システムによる情報の収集並びに提供
 23. 音楽著作権の管理
 24. 音楽著作物の利用の開発
 25. コンパクトディスク、ミュージックテープ、ビデオなどの原盤の企画・製作
 26. 楽譜の出版
 27. 前各号に附帯する一切の業務
- 平成12年 6月29日変更 平成12年 7月24日登記

1. スポーツ施設、レジャー施設、ホテル、商業ビル、マンション、病院等に対する情報機器のシステム開発、企画、設計、施工、監理及びコンサルタント業務
2. 健康機器の企画開発、設計及び販売並びにそのコンサルタント業務
3. 電子装置、機械器具及びその附属品、部品、材料等の製造販売
4. 電気機器、電子機器、電子計算機、事務用機器、計測機器、光学用機器、精密機械器具、照明機器、車輛工作機械、医療機器、家具什器備品、商業用設備等各種動産の売買、賃貸借、管理
5. 電気工事業及び電気通信工事業
6. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び監理
7. 労働者派遣法に基づく人材の派遣
8. 書籍の出版、企画、販売、輸出入並びにレンタル
9. 語学教材用テープ・コンパクトディスク・ビデオの企画、制作、販売、輸出入並びにレンタル
10. 広告業及び広告代理店業
 - (1) 広告・宣伝の企画並びに製作業務

- (2) マーケティングリサーチ及び販売促進に関する情報の調査・収集
 - (3) 経営コンサルティング業務
 - (4) 電装広告・ネオン広告塔及び屋内広告物の設計、施工並びに管理
 - 1 1. コンピューターソフトウェアの企画、制作販売、輸出入、レンタル並びにリース
 - 1 2. インターネットのアクセスサービス業務並びに情報提供サービス業務
 - 1 3. テレビジョン、その他の一般放送事業
 - 1 4. 放送用ケーブルを利用した通信事業
 - 1 5. 映像関連ソフトの企画・制作及び販売
 - 1 6. 映像関連ソフトの著作権の管理
 - 1 7. 映像関連ソフトのマーケティング（購入、配給、興行、輸出入、幹旋、仲介）業務
 - 1 8. 各種情報提供サービス業
 - 1 9. 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務
 - 2 0. 携帯電話の製造並びに売買
 - 2 1. コンピューターの周辺機器の製造並びに売買
 - 2 2. 通信システムによる情報の収集並びに提供
 - 2 3. 音楽著作権の管理
 - 2 4. 音楽著作物の利用の開発
 - 2 5. コンパクトディスク、ミュージックテープ、ビデオなどの原盤の企画・製作
 - 2 6. 楽譜の出版
 - 2 7. 有価証券の売買
 - 2 8. 国内外の企業の合併、提携、営業権の譲渡に関する業務
 - 2 9. 前各号に附帯する一切の業務
- 平成15年 6月27日変更 平成15年12月 5日登記

- 1. コンピューターソフトウェアの企画、制作販売、輸出入、レンタル並びにリース。
 - 2. インターネットのアクセスサービス業務並びに情報提供サービス業務。
 - 3. テレビジョン、その他の一般放送事業。
 - 4. 放送用ケーブルを利用した通信事業。
 - 5. 映像関連ソフトの企画・制作、及び販売。
 - 6. 映像関連ソフトの著作権の管理。
 - 7. 映像関連ソフトのマーケティング（購入、配給、興業、輸出入、幹旋、仲介）業務。
 - 8. 各種情報提供サービス業。
 - 9. スポーツ施設、レジャー施設、ホテル、商業ビル、マンション、病院等に対する情報機器のシステム開発、企画、設計、施工、監理及びコンサルタント業務。
 - 1 0. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び監理。
 - 1 1. 労働者派遣法に基づく人材の派遣。
 - 1 2. 書籍の出版、企画、販売、輸出入並びにレンタル。
 - 1 3. 語学教材用テープ・コンパクトディスク・ビデオの企画、制作、販売、輸出入並びにレンタル。
 - 1 4. 広告業及び広告代理店業務。
 - (1) 広告・宣伝の企画並びに製作業務
 - (2) マーケティングリサーチ及び販売促進に関する情報の調査・収集並びに提供業務
 - (3) 経営コンサルティング業務
 - (4) 電装広告・ネオン広告塔及び屋外広告物の設計、施工並びに管理
 - 1 5. 損害保険代理業務、並びに生命保険の募集に関する業務。
 - 1 6. 携帯電話の製造並びに売買。
 - 1 7. コンピューターの周辺機器の製造並びに売買。
 - 1 8. 通信システムによる情報の収集並びに提供。
 - 1 9. 音楽著作権の管理。
 - 2 0. 音楽著作物の利用の開発。
 - 2 1. コンパクトディスク、ミュージックテープ、ビデオなどの原盤の企画・製作。
 - 2 2. 楽譜の出版。
 - 2 3. 有価証券の売買
 - 2 4. 国内外の企業の合併、提携、営業権の譲渡に関する業務
 - 2 5. 前各号に附帯する一切の事業
- 平成16年 1月16日変更 平成16年 4月 6日登記

本会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- 1. コンピューターソフトウェアの企画、制作販売、輸出入、レンタル並びにリース。
- 2. インターネットのアクセスサービス業務並びに情報提供サービス業務。
- 3. テレビジョン、その他の一般放送事業。
- 4. 放送用ケーブルを利用した通信事業。
- 5. 映像関連ソフトの企画・制作、及び販売。
- 6. 映像関連ソフトの著作権の管理。
- 7. 映像関連ソフトのマーケティング（購入、配給、興行、輸出入、幹旋、仲介）業務。
- 8. 各種情報提供サービス業。

9. スポーツ施設、レジャー施設、ホテル、商業ビル、マンション、病院等に対する情報機器のシステム開発、企画、設計、施工、監理及びコンサルタント業務。
10. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び監理。
11. 労働者派遣法に基づく人材の派遣。
12. 書籍の出版、企画、販売、輸出入並びにレンタル。
13. 語学教材用テープ・コンパクトディスク・ビデオの企画、制作、販売、輸出入並びにレンタル。
14. 広告業及び広告代理店業務。
 - (1) 広告・宣伝の企画並びに製作業務。
 - (2) マーケティングリサーチ及び販売促進に関する情報の調査・収集並びに提供業務。
 - (3) 経営コンサルティング業務。
 - (4) 電装広告・ネオン広告塔及び屋外広告物の設計、施工並びに管理。
15. 損害保険代理業務、並びに生命保険の募集に関する業務。
16. 携帯電話の製造並びに売買。
17. コンピューターの周辺機器の製造並びに売買。
18. 通信システムによる情報の収集並びに提供。
19. 音楽著作権の管理。
20. 音楽著作物の利用の開発。
21. コンパクトディスク、ミュージックテープ、ビデオなどの原盤の企画・製作。
22. 楽譜の出版。
23. 有価証券の売買。
24. 国内外の企業の合併、提携、営業権の譲渡に関する業務。
25. 各種スポーツ施設、遊戯場、ホテル、ウィークリーマンションその他宿泊施設及び飲料店の経営並びに賃貸及び利用の斡旋。
26. 造園工事等の企画、設計、監理並びに請負。
27. 宅地造成並びに不動産分譲。
28. 動産（消耗品を除く）の賃貸及び総合リース業務。
29. 不動産に関するコンサルタント業務。
30. 造園資材及び造園機械等の開発並びに販売。
31. 資金の立替、貸付及び債券の売買並びに会計、経理に関する事務の請負。
32. 前各号に附帯する一切の業務。

平成17年 2月25日変更 平成17年 4月15日登記

本会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. コンピューターソフトウェアの企画、制作販売、輸出入、レンタル並びにリース。
2. インターネットのアクセスサービス業務並びに情報提供サービス業務。
3. テレビジョン、その他の一般放送事業。
4. 放送用ケーブルを利用した通信事業。
5. 映像関連ソフトの企画・制作、及び販売。
6. 映像関連ソフトの著作権の管理。
7. 映像関連ソフトのマーケティング（購入、配給、興行、輸出入、斡旋、仲介）業務。
8. 各種情報提供サービス業。
9. スポーツ施設、レジャー施設、ホテル、商業ビル、マンション、病院等に対する情報機器のシステム開発、企画、設計、施工、監理及びコンサルタント業務。
10. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び監理。
11. 労働者派遣法に基づく人材の派遣。
12. 書籍の出版、企画、販売、輸出入並びにレンタル。
13. 語学教材用テープ・コンパクトディスク・ビデオの企画、制作、販売、輸出入並びにレンタル。
14. 広告業及び広告代理店業務。
 - (1) 広告・宣伝の企画並びに製作業務。
 - (2) マーケティングリサーチ及び販売促進に関する情報の調査・収集並びに提供業務。
 - (3) 経営コンサルティング業務。
 - (4) 電装広告・ネオン広告塔及び屋外広告物の設計、施工並びに管理。
15. 損害保険代理業務、並びに生命保険の募集に関する業務。
16. 携帯電話の製造並びに売買。
17. コンピューターの周辺機器の製造並びに売買。
18. 通信システムによる情報の収集並びに提供。
19. 音楽著作権の管理。
20. 音楽著作物の利用の開発。
21. コンパクトディスク、ミュージックテープ、ビデオなどの原盤の企画・製作。
22. 楽譜の出版。
23. 有価証券の売買。
24. 国内外の企業の合併、提携、営業権の譲渡に関する業務。
25. 各種スポーツ施設、遊戯場、ホテル、ウィークリーマンションその他宿泊施設及び飲料店の経営並びに賃貸及び利用の斡旋。
26. 造園工事等の企画、設計、監理並びに請負。

	27. 宅地造成並びに不動産分譲。 28. 動産（消耗品を除く）の賃貸及び総合リース業務。 29. 不動産に関するコンサルタント業務。 30. 造園資材及び造園機械等の開発並びに販売。 31. 資金の立替、貸付及び債券の売買並びに会計、経理に関する事務の請負。 32. 債権の買取業。 33. 前各号に附帯する一切の業務。 平成17年 6月24日変更 平成17年10月25日登記	
額面株式1株の金額	金50円	
単元株式数	100株	平成17年 4月 1日設定
		平成17年 4月15日登記
発行可能株式総数	1億8900万株	
	5億8600万株	平成15年 6月27日変更
		平成15年12月 5日登記
	10億株	平成16年 1月16日変更
		平成16年 4月 6日登記
	1億9千万株	平成17年 4月 1日変更
		平成17年 4月15日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 4735万8300株	
	発行済株式の総数 5044万4712株	平成11年 3月31日変更
		平成11年 4月 8日登記
	発行済株式の総数 5149万4712株	平成12年 3月24日変更
		平成12年 3月24日登記
	発行済株式の総数 5211万1995株	平成12年 6月30日変更
		平成12年 7月24日登記
	発行済株式の総数 5766万6995株	平成13年 2月27日変更
		平成13年 3月14日登記
	発行済株式の総数 6226万6995株	平成13年 2月28日変更
		平成13年 3月14日登記
	発行済株式の総数 6303万1831万株	平成13年 3月31日変更
		平成13年 4月11日登記
	発行済株式の総数 6311万2476株	平成13年 4月30日変更
		平成13年 6月13日登記
	発行済株式の総数 6411万990株	平成13年 5月31日変更
		平成13年 6月13日登記
	発行済株式の総数 6441万390株	平成13年 8月31日変更
		平成13年 9月18日登記
	発行済株式の総数 6472万2890株	平成13年 9月30日変更
		平成13年10月 9日登記
	発行済株式の総数 7219万9296株	平成13年10月31日変更
		平成13年12月 4日登記

発行済株式の総数 <u>7 3 0 5 万 9 6 7 2 株</u>	平成 1 3 年 1 1 月 3 0 日変更 平成 1 3 年 1 2 月 1 8 日登記
発行済株式の総数 <u>7 3 5 4 万 9 8 6 8 株</u>	平成 1 3 年 1 2 月 3 1 日変更 平成 1 4 年 1 月 1 5 日登記
発行済株式の総数 <u>7 3 6 4 万 9 8 6 8 株</u>	平成 1 4 年 5 月 3 1 日変更 平成 1 4 年 8 月 9 日登記
発行済株式の総数 <u>7 4 2 4 万 6 4 株</u>	平成 1 4 年 6 月 3 0 日変更 平成 1 4 年 8 月 9 日登記
発行済株式の総数 <u>7 6 2 4 万 6 4 株</u>	平成 1 4 年 9 月 3 0 日変更 平成 1 4 年 1 0 月 1 1 日登記
発行済株式の総数 <u>7 7 0 2 万 4 3 7 7 株</u>	平成 1 4 年 1 0 月 3 1 日変更 平成 1 5 年 1 2 月 5 日登記
発行済株式の総数 <u>8 3 7 9 万 6 3 7 7 株</u>	平成 1 4 年 1 1 月 1 9 日変更 平成 1 5 年 1 2 月 5 日登記
発行済株式の総数 <u>8 4 6 7 万 8 7 2 9 株</u>	平成 1 4 年 1 1 月 3 0 日変更 平成 1 5 年 1 2 月 5 日登記
発行済株式の総数 <u>9 3 8 7 万 8 7 2 9 株</u>	平成 1 4 年 1 2 月 2 0 日変更 平成 1 5 年 1 2 月 5 日登記
発行済株式の総数 <u>1 億 4 6 5 4 万 9 9 4 1 株</u>	平成 1 5 年 3 月 3 1 日変更 平成 1 5 年 1 2 月 5 日登記
発行済株式の総数 <u>1 億 5 8 6 0 万 9 9 4 1 株</u>	平成 1 5 年 4 月 3 0 日変更 平成 1 5 年 1 2 月 5 日登記
発行済株式の総数 <u>1 億 6 8 9 1 万 9 9 4 1 株</u>	平成 1 5 年 5 月 3 1 日変更 平成 1 5 年 1 2 月 5 日登記
発行済株式の総数 <u>1 億 7 1 3 8 万 4 5 5 6 株</u>	平成 1 5 年 6 月 3 0 日変更 平成 1 5 年 1 2 月 5 日登記
発行済株式の総数 <u>1 億 9 1 6 3 万 4 5 5 6 株</u>	平成 1 5 年 8 月 3 1 日変更 平成 1 5 年 1 2 月 5 日登記
発行済株式の総数 <u>2 億 2 0 5 3 万 4 5 5 6 株</u>	平成 1 5 年 9 月 3 0 日変更 平成 1 5 年 1 2 月 5 日登記
発行済株式の総数 <u>2 億 4 6 7 8 万 4 5 5 6 株</u>	平成 1 5 年 1 0 月 3 1 日変更 平成 1 6 年 4 月 6 日登記
発行済株式の総数 <u>2 億 5 1 3 8 万 4 5 5 6 株</u>	平成 1 5 年 1 1 月 3 0 日変更 平成 1 6 年 4 月 6 日登記
発行済株式の総数 <u>3 億 2 8 3 8 万 4 5 5 6 株</u>	平成 1 6 年 3 月 2 7 日変更 平成 1 6 年 4 月 6 日登記
発行済株式の総数 <u>3 億 4 0 1 4 万 9 2 6 1 株</u>	平成 1 6 年 3 月 3 1 日変更 平成 1 6 年 4 月 6 日登記
発行済株式の総数	平成 1 6 年 4 月 3 0 日変更

3億8657万7832株	----- 平成16年12月24日登記
発行済株式の総数 3億9957万7832株	平成16年 8月28日変更 ----- 平成16年12月24日登記
発行済株式の総数 4億86万7832株	平成16年 8月31日変更 ----- 平成16年12月24日登記
発行済株式の総数 4億503万7832株	平成16年 9月30日変更 ----- 平成16年12月24日登記
発行済株式の総数 4億606万7832株	平成16年10月31日変更 ----- 平成16年12月24日登記
発行済株式の総数 4億9406万7832株	平成17年 1月13日変更 ----- 平成17年 4月15日登記
発行済株式の総数 4940万6783株	平成17年 4月 1日変更 ----- 平成17年 4月15日登記
発行済株式の総数 5003万1783株	平成17年 4月30日変更 ----- 平成17年10月25日登記
発行済株式の総数 5437万8783株	平成17年 5月31日変更 ----- 平成17年10月25日登記
発行済株式の総数 5475万7783株	平成17年 7月31日変更 ----- 平成17年10月25日登記
発行済株式の総数 5481万7783株	平成17年11月30日変更 ----- 平成18年 5月19日登記
発行済株式の総数 5933万4650株	平成17年12月31日変更 ----- 平成18年 5月19日登記
発行済株式の総数 5933万4650株	平成17年12月31日変更 ----- 平成18年 5月19日登記
発行済株式の総数 6255万4324株	平成18年 1月31日変更 ----- 平成18年 5月19日登記
発行済株式の総数 6580万2428株	平成18年 2月28日変更 ----- 平成18年 5月19日登記
発行済株式の総数 6580万2428株	平成18年 2月28日変更 ----- 平成18年 5月19日登記
発行済株式の総数 6895万6096株	平成18年 3月31日変更 ----- 平成18年 5月19日登記
発行済株式の総数 6895万6096株	平成18年 3月31日変更 ----- 平成18年 5月19日登記
発行済株式の総数 7397万3110株	平成18年 4月30日変更 ----- 平成18年 8月28日登記
発行済株式の総数 7710万5272株	平成18年 5月31日変更 -----

		平成18年 8月28日登記
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
	当会社は、株式に係る株券を発行する。 平成18年 6月27日変更	平成18年 8月28日登記
資本金の額	金63億4718万4650円	
	金63億4718万4892円	----- 平成11年 4月 8日更正
	金65億9718万4264円	平成11年 3月31日変更 ----- 平成11年 4月 8日登記
	金80億418万4264円	平成12年 3月24日変更 ----- 平成12年 3月24日登記
	金80億5418万4187円	平成12年 6月30日変更 ----- 平成12年 7月24日登記
	金88億410万9187円	平成13年 2月27日変更 ----- 平成13年 3月14日登記
	金93億7910万9187円	平成13年 2月28日変更 ----- 平成13年 3月14日登記
	金94億7410万8851円	平成13年 3月31日変更 ----- 平成13年 4月11日登記
	金94億8310万8851円	平成13年 4月30日変更 ----- 平成13年 6月13日登記
	金96億10万8851円	平成13年 5月31日変更 ----- 平成13年 6月13日登記
	金96億2260万8851円	平成13年 8月31日変更 ----- 平成13年 9月18日登記
	金96億4060万8851円	平成13年 9月30日変更 ----- 平成13年10月 9日登記
	金100億3360万8851円	平成13年10月31日変更 ----- 平成13年12月 4日登記
	金100億7760万8851円	平成13年11月30日変更 ----- 平成13年12月18日登記
	金101億260万8851円	平成13年12月31日変更 ----- 平成14年 1月15日登記
	金101億710万8851円	平成14年 5月31日変更 ----- 平成14年 8月 9日登記
	金101億3660万8851円	平成14年 6月30日変更 ----- 平成14年 8月 9日登記
	金102億2660万8851円	平成14年 9月30日変更

	平成14年10月11日登記
金102億6660万8851円	平成14年10月31日変更
	平成15年12月5日登記
金104億8331万2851円	平成14年11月19日変更
	平成15年12月5日登記
金105億2831万2851円	平成14年11月30日変更
	平成15年12月5日登記
金108億3191万2851円	平成14年12月20日変更
	平成15年12月5日登記
金118億4897万3455円	平成15年3月31日変更
	平成15年12月5日登記
金120億9017万3455円	平成15年4月30日変更
	平成15年12月5日登記
金122億9637万3455円	平成15年5月31日変更
	平成15年12月5日登記
金123億4297万3455円	平成15年6月30日変更
	平成15年12月5日登記
金127億747万3455円	平成15年8月31日変更
	平成15年12月5日登記
金132億2767万3455円	平成15年9月30日変更
	平成15年12月5日登記
金137億17万3455円	平成15年10月31日変更
	平成16年4月6日登記
金137億8297万3455円	平成15年11月30日変更
	平成16年4月6日登記
金143億2197万3455円	平成16年3月27日変更
	平成16年4月6日登記
金144億2197万3455円	平成16年3月31日変更
	平成16年4月6日登記
金150億7197万3455円	平成16年4月30日変更
	平成16年12月24日登記
金153億3197万3455円	平成16年8月28日変更
	平成16年12月24日登記
金153億5906万3455円	平成16年8月31日変更
	平成16年12月24日登記
金154億4663万3455円	平成16年9月30日変更
	平成16年12月24日登記
金154億6826万3455円	平成16年10月31日変更

		平成16年12月24日登記
	金165億2426万3455円	平成17年 1月13日変更
		平成17年 4月15日登記
	金10億円	平成17年 4月 1日変更
		平成17年 4月15日登記
	金10億円	平成17年 3月29日変更
		平成17年 5月13日更正
	金10億8437万5000円	平成17年 4月30日変更
		平成17年10月25日登記
	金16億4948万5000円	平成17年 5月31日変更
		平成17年10月25日登記
	金16億9458万6000円	平成17年 7月31日変更
		平成17年10月25日登記
	金17億106万6000円	平成17年11月30日変更
		平成18年 5月19日登記
	金22億6717万4375円	平成17年12月31日変更
		平成18年 5月19日登記
	金22億6717万4375円	平成17年12月31日変更
		平成18年 5月19日登記
	金26億8891万9374円	平成18年 1月31日変更
		平成18年 5月19日登記
	金30億3354万5288円	平成18年 2月28日変更
		平成18年 5月19日登記
	金30億3354万5288円	平成18年 2月28日変更
		平成18年 5月19日登記
	金33億7140万5193円	平成18年 3月31日変更
		平成18年 5月19日登記
	金33億7140万5193円	平成18年 3月31日変更
		平成18年 5月19日登記
	金39億3684万3314円	平成18年 4月30日変更
		平成18年 8月28日登記
	金42億3946万7680円	平成18年 5月31日変更
		平成18年 8月28日登記
新株の引受権の付与に関する規定	本会社は、取締役または従業員に商法第280条ノ19の規定による新株引受権を付与することができる。 平成11年 6月29日設定 平成11年 7月13日登記	
	平成15年 6月27日廃止 平成15年12月 5日登記	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱信託銀行株式会社証券代行部	

役員に関する事項	三菱信託銀行株式会社全国本支店	
	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 三菱信託銀行株式会社 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 三菱信託銀行株式会社証券代行部 三菱信託銀行株式会社全国本支店 平成12年 2月14日変更 平成12年 2月17日登記	
	東京都千代田区丸の内一丁目4番3号 ユーエフジェイ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番3号 ユーエフジェイ信託銀行株式会社証券代行部 平成15年 6月28日変更 平成15年12月 5日登記	
	大阪市中央区北浜二丁目4番6号 株式会社だいこう証券ビジネス 東京都中央区日本橋兜町14番9号 株式会社だいこう証券ビジネス 東京支社 平成16年12月 1日変更 平成16年12月24日登記	
	取締役	山 田 恭 太
		平成10年 6月26日重任
		平成12年 3月31日辞任
		平成12年 4月 6日登記
	取締役	横 濱 豊 行
		平成10年 6月26日就任
	取締役	横 濱 豊 行
		平成12年 6月29日重任
		平成12年 7月24日登記
	取締役	横 濱 豊 行
		平成14年 6月27日重任
		平成14年 8月 9日登記
	取締役	横 濱 豊 行
		平成16年 6月29日重任
		平成16年12月24日登記
	取締役	横 濱 豊 行
		平成18年 6月27日重任
		平成18年 8月28日登記
	取締役	伊 東 勝 道
		平成10年 6月26日重任
		平成11年 6月29日辞任
		平成11年 7月13日登記
	取締役	田 中 秀 勝
		平成 9年 6月27日就任
		平成11年 6月29日退任
		平成11年 7月13日登記
	取締役	武 内 健
		平成11年 6月29日就任
		平成11年 7月13日登記
	取締役	武 内 健
		平成13年 6月28日重任
		平成13年 7月17日登記
		平成14年 6月27日辞任
		平成14年 8月 9日登記

取締役	宇 内 俊 輔	平成11年 6月29日就任
		平成11年 7月13日登記
		平成12年 6月29日辞任
		平成12年 7月24日登記
取締役	木 下 泰 彦	平成12年 6月29日就任
		平成12年 7月24日登記
取締役	木 下 泰 彦	平成14年 6月27日重任
		平成14年 8月 9日登記
		平成14年 7月15日辞任
		平成14年 8月 9日登記
		辞任の登記
取締役	木 下 泰 彦	平成14年 9月20日抹消
		平成14年 9月20日抹消 により回復
		平成14年 9月20日辞任
		平成14年 9月20日登記
取締役	三 宅 澄 二	平成12年 6月29日就任
		平成12年 7月24日登記
取締役	三 宅 澄 二	平成14年 6月27日重任
		平成14年 8月 9日登記
		平成14年 7月15日辞任
		平成14年 8月 9日登記
		辞任の登記
取締役	三 宅 澄 二	平成14年 9月20日抹消
		平成14年 9月20日抹消 により回復
		平成14年 9月20日辞任
		平成14年 9月20日登記
取締役	船 井 哲 良	平成12年 6月29日就任
		平成12年 7月24日登記
		平成13年 6月28日辞任
		平成13年 7月17日登記
取締役	小 林 和 弘	平成13年 6月28日就任
		平成13年 7月17日登記
		平成14年 6月27日辞任
		平成14年 8月 9日登記
取締役	金 民 基	平成13年 6月28日就任
		平成13年 7月17日登記

取締役 <u>金 民 基</u> (社外取締役)	平成15年 6月27日重任
	平成15年12月 5日登記
	平成16年 6月29日辞任
	平成16年12月24日登記
取締役 <u>コルピ・フェデリコ</u>	平成13年 6月28日就任
	平成13年 7月17日登記
	平成14年 6月27日辞任
	平成14年 8月 9日登記
取締役 <u>青 島 正 章</u> 取締役 <u>青 島 正 章</u> (社外取締役) 取締役 <u>青 島 正 章</u> (社外取締役)	平成14年 6月27日就任
	平成14年 8月 9日登記
	平成15年12月 5日社外 取締役の登記
	平成16年 6月29日重任
	平成16年12月24日登記
	平成17年 6月24日辞任
	平成17年10月25日登記
取締役 <u>宮 崎 恭 一</u>	平成15年 6月27日就任
	平成15年12月 5日登記
	平成16年11月26日辞任
	平成16年12月24日登記
取締役 <u>近 藤 宜 彰</u> (社外取締役) 取締役 <u>近 藤 宜 彰</u> 取締役 <u>近 藤 宜 彰</u>	平成15年 6月27日就任
	平成15年12月 5日登記
	平成16年12月24日業務 執行
	平成16年12月24日登記
	平成17年 6月24日重任
	平成17年10月25日登記
取締役 <u>鈴 木 耕 治</u> 取締役 <u>鈴 木 耕 治</u>	平成16年 6月29日就任
	平成16年12月24日登記
	平成18年 6月27日重任
	平成18年 8月28日登記
取締役 <u>松 澤 綾 子</u> (社外取締役) 取締役 <u>松 澤 綾 子</u>	平成16年 6月29日就任
	平成16年12月24日登記
	平成16年11月 1日業務 執行
	平成17年10月25日登記
	平成17年 9月15日辞任
	平成17年10月25日登記
取締役 <u>山 田 芳 樹</u>	平成16年 6月29日就任

(社外取締役)	平成16年12月24日登記
	平成18年 6月27日退任
	平成18年 8月28日登記
取締役 金 民 基	平成17年 2月25日就任
	平成17年 4月15日登記
	平成17年 6月24日辞任
	平成17年10月25日登記
取締役 樋 口 晴 彦	平成17年 6月24日就任
	平成17年10月25日登記
	平成18年 6月27日辞任
	平成18年 8月28日登記
東京都世田谷区瀬田一丁目12番32号 代表取締役 山 田 恭 太	平成10年 6月26日重任
	平成12年 3月31日退任
	平成12年 4月 6日登記
東京都渋谷区神宮前三丁目1番24-213号 代表取締役 横 濱 豊 行	平成10年 6月26日就任
	平成12年 6月29日重任
	平成12年 7月24日登記
	平成14年 6月27日重任
	平成14年 8月 9日登記
	平成15年 4月11日住所移転
	平成15年12月 5日登記
	平成16年 6月29日重任
	平成16年12月24日登記
	平成18年 6月27日重任
	平成18年 8月28日登記
	平成12年 6月29日就任
東京都杉並区高井戸東四丁目24番1号 代表取締役 木 下 泰 彦	平成12年 7月24日登記
	平成13年11月 6日辞任
	平成13年11月 6日登記
	平成15年 6月27日就任
東京都世田谷区成城一丁目25番12号 代表取締役 宮 崎 恭 一	平成15年12月 5日登記
	平成16年 8月11日辞任
	平成16年12月24日登記
	平成17年 9月30日就任
川崎市幸区神明町一丁目4番地2 代表取締役 近 藤 宜 彰	平成17年10月25日登記
	平成 9年 6月27日重任
監査役 名 村 義 人	

		平成12年 6月29日退任
		平成12年 7月24日登記
監査役	齋藤 右三	平成10年 6月26日就任
		平成11年 6月29日辞任
		平成11年 7月13日登記
監査役	河田 博弥	平成10年 6月26日就任
監査役	河田 博弥	平成13年 6月28日重任
		平成13年 7月17日登記
		平成16年 6月29日退任
		平成16年12月24日登記
監査役	本郷 孔洋	平成11年 6月29日就任
		平成11年 7月13日登記
監査役	本郷 孔洋	平成14年 6月27日重任
		平成14年 8月 9日登記
		平成17年 2月25日辞任
		平成17年 4月15日登記
監査役	古曳 良英	平成12年 6月29日就任
		平成12年 7月24日登記
監査役	古曳 良英	平成15年 6月27日重任
		平成15年12月 5日登記
監査役	古曳 良英	
(社外監査役)		平成18年 5月19日社外 監査役の登記
監査役	金 民 基	平成16年 6月29日就任
		平成16年12月24日登記
		平成17年 2月25日辞任
		平成17年 4月15日登記
監査役	舟 崎 敬	平成17年 2月25日就任
		平成17年 4月15日登記
		平成17年 6月24日辞任
		平成17年10月25日登記
監査役	河田 孝彌	平成17年 2月25日就任
		平成17年 4月15日登記
監査役	河田 孝彌	
(社外監査役)		平成18年 8月28日社外 監査役の登記

	監査役	石 井 雅 之	平成17年 6月24日就任
			平成17年10月25日登記
	監査役	石 井 雅 之	
	(社外監査役)		平成18年 5月19日社外監査役の登記
			平成18年 6月27日辞任
			平成18年 8月28日登記
	監査役	井 上 道 泰	平成18年 6月27日就任
			平成18年 8月28日登記
	会計監査人	国際第一監査法人	
			平成18年 5月19日会計監査人の登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	会計監査人	国際第一監査法人	平成18年 6月27日重任
			平成18年 8月28日登記
	<u>本会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>本会社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 平成17年 2月25日設定 平成17年 4月15日登記		
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<u>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> 平成18年 6月27日変更 平成18年 8月28日登記		
	<u>本会社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u> 平成17年 2月25日設定 平成17年 4月15日登記		
	<u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u> <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u> <u>本会社は会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u> 平成18年 6月27日変更 平成18年 8月28日登記		
新株予約権	<u>オメガ・プロジェクト株式会社第1回新株予約権</u> <u>新株予約権の数</u> <u>6500個</u> <u>2445個</u> 平成15年 3月31日変更 平成15年12月 5日登記 <u>1239個</u> 平成15年 4月30日変更 平成15年12月 5日登記 <u>208個</u> 平成15年 5月31日変更 平成15年12月 5日登記 <u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数</u> <u>普通株式 6500万株（新株予約権1個につき1万株）</u> <u>普通株式 2445万株</u> 平成15年 3月31日変更 平成15年12月 5日登記		

普通株式 123.9万株

平成15年 4月30日変更 平成15年12月 5日登記

普通株式 20.8万株

平成15年 5月31日変更 平成15年12月 5日登記

各新株予約権の発行価額

1個につき3万円(1株につき3円)

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

①行使価額 1個につき3.6万円

②行使価額の調整

(1)①当社は、本新株予約権証券の発行後、本項第(2)号①ないし③に掲げる事由が発生した場合には、新株予約権行使時の行使価額を次に定める算式(以下「行使価額調整式」といいます。)により調整するものとします。
なお、行使価額調整式における「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、本項第(2)号①に定める普通株式の交付に関し、交付される株式の中に、当社が保有する当社普通株式が含まれる場合には、行使価額調整式における「新発行株式数」には当該株式数を含むものとします。

新発行株式数×1株当り払込金額

調整後 調整前 既発行株式数 + 時 価
行使価額=行使価額×

既発行株式数+新発行株式数

- ②行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後の行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とし、既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済株式数とします。ただし、行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用するべき既発行株式数が公正妥当に算定できる場合はその既発行株式数を使用するものとします。
- ③行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(1)号②のただし書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の日本証券業協会における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含みます。)の平均値(終値のない日数を除きます。)とします。平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。
- ④行使価額調整式の計算については円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ⑤行使価額の調整を行った場合、各新株予約権の目的となる株式の数は次のとおりとする。なお1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

新株予約権の行使時の払込金額

株式数 =

調整後行使価額

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによりする。

①行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を新規に発行又は自ら保有する株式を移転等処分する場合(本新株予約権証券の発行と同時に「第三者割当」によって新たに発行される普通株式については当該調整の対象としません)
調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。

②株式分割により普通株式を発行する場合。
調整後の行使価額の適用時期は、株式分割のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後の行使価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用します。なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした場合には、次の算出方法により、当社の普通株式を発行します。

(調整前 (調整後 (調整前行使価額をもって新株予約権行使
行使価格) - 行使価額) ×により当該期間内に発行された株式数)
株式数=

調整後行使価格

この結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとします。

- ③行使価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券を発行する場合。
調整後行使価額は、行使価額調整式において1株当たりの払込金額としてその証券の転換価額を使用し、また新発行株式数としてその証券の発行日の終わりに又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに発行される証券の全額が転換されたものとみなして計算し、発行日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用します。
- ④行使価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の新株予約権証券及び新株予約権を付与された証券を発行する場合。

調整後の行使価額は、行使価額調整式において1株当りの払込金額としてその証券に付与された新株予約権の行使により発行する株式の発行価額を使用し、また新発行株式数としてその証券の発行日の終りに又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終りに発行される証券に付与された新株予約権の全部が行使されたものとみなして計算し、発行日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用します。

(3)行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行いません。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用します。

(4)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、当社は当社が適切と考える方法により行使価額の調整を行うものとします。

①株式の併合、資本の減少ならびに合併または会社分割のために行使価額の調整を必要とするとき。

②本号①のほか、当社の発行済株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額の調整を行うときは、当社はその適用の日の前日までに必要な事項を通知します。ただし、本項第(2)号②のただし書に示される株式分割の場合、その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときには、調整後行使価額の適用の日以降すみやかに通知します。

新株予約権を行使することができる期間

平成15年3月25日から平成16年3月24日まで

但し、行使期間の最終日が休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

1 当社は、当社が吸収合併による消滅、並びに株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を消却することができるものとします。

2 当社は、本欄第1項による新株予約権証券の消却を行う場合、本新株予約権者に対し、新株予約権証券1個に対し当初の新株予約権証券1個の発行価額相当額を対価として支払うものとします。

平成15年12月 5日登記

平成15年6月30日新株予約権の全部行使

平成15年12月 5日登記

オメガ・プロジェクト株式会社2008年2月29日満期ユーロ円建転換社

債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の数

40個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

本新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記「新株予約権の行使に際して払込をすべき金額」記載の転換価額で除した数とする。原則として新株予約権の行使により生ずる1株未満の端数については切り捨て、これにつき現金による調整は行わない。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

①本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

②本新株予約権の行使に際して、払込をなすべき1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、33円とする。

③転換価額の調整

転換価額は、当社が本新株予約権付社債の発行後、当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。

尚、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式数（但し、普通株式に係る自己株式数を除く）をいう。

既発行 + $\frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{株式数}} \times \frac{1 \text{株当りの発行・処分価額}}{1 \text{株当りの時価}}$

調整後 = 調整前 × 株式数

転換価額 = $\frac{\text{転換価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

新株予約権を行使することができる期間
 2003年3月25日から2008年2月28日まで
 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）
 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件
 当社は発行日以降、随時本社債を買入れ、これを消却することができる。
 この場合、買入れにかかる本社債と一体をなす新株予約権も無償にて消却するものとする。

平成15年12月 5日登記

平成15年3月31日新株予約権の全部行使

平成15年12月 5日登記

オメガ・プロジェクト株式会社第2回新株予約権

新株予約権の数

8000個

5975個

3085個

460個

平成15年 8月31日変更

平成15年 9月30日変更

平成15年10月31日変更

平成15年12月 5日登記

平成15年12月 5日登記

平成16年 4月 6日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 8000万株（新株予約権1個につき1万株）

普通株式 5975万株

普通株式 3085万株

普通株式 460万株

平成15年 8月31日変更

平成15年 9月30日変更

平成15年10月31日変更

平成15年12月 5日登記

平成15年12月 5日登記

平成16年 4月 6日登記

各新株予約権の発行価額

1個につき3万円

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

①行使価額 1個につき33万円

②行使価額の調整

(1)①当社は、本新株予約権証券の発行後、本項第(2)号①ないし③に掲げる事由が発生した場合には、新株予約権行使時の行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」といいます。）により調整するものとします。
 なお、行使価額調整式における「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、本項第(2)号①に定める普通株式の交付に関し、交付される株式の中に、当社が保有する当社普通株式が含まれる場合には、行使価額調整式における「新発行株式数」には当該株式数を含むものとします。

新発行株式数×1株当たり払込金額

調整後 調整前 既発行株式数 + 時 価
 行使価額＝行使価額×

既発行株式数+新発行株式数

②行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後の行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とし、既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済株式数とします。ただし、行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用するべき既発行株式数が公正妥当に算定できる場合はその既発行株式数を使用するものとします。

③行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(1)号②のただし書の場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の日本証券業協会における当社普通株式の普通取引の毎日の最終価額（以下「終値」という）（気配表示を含みます。）の平均値（終値のない日数を除きます。）とします。平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。

④行使価額調整式の計算については円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

⑤行使価額の調整を行った場合、各新株予約権の目的となる株式の数は次のとおりとする。なお1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

新株予約権の行使時の払込金額

株式数 =

調整後行使価額

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによります。

①行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を新規に発行又は自ら保有する株式を移転等処分する場合（本新株予約権証

券の発行と同時に「第三者割当」によって新たに発行される普通株式については当該調整の対象としません）調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。

②株式分割により普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額の適用時期は、株式分割のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後の行使価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用します。なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした場合には、次の算出方法により、当社の普通株式を発行します。

$$\text{株式数} = \frac{\text{（調整前行使価額）} - \text{（調整後行使価額）} \times \text{（調整前行使価額をもって新株予約権行使により当該期間内に発行された株式数）}}{\text{調整後行使価額}}$$

この結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとします。

③行使価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券を発行する場合。

調整後行使価額は、行使価額調整式において1株当たりの払込金額としてその証券の転換価額を使用し、また新発行株式数としてその証券の発行日の終わりに又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに発行される証券の全額が転換されたものとみなして計算し、発行日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用します。

④行使価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の新株予約権証券及び新株予約権を付与された証券を発行する場合。

調整後の行使価額は、行使価額調整式において1株当りの払込金額としてその証券に付与された新株予約権の行使により発行する株式の発行価額を使用し、また新発行株式数としてその証券の発行日の終りに又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終りに発行される証券に付与された新株予約権の全部が行使されたものとみなして計算し、発行日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用します。

(3)行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行いません。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用します。

(4)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、当社は当社が適切と考える方法により行使価額の調整を行うものとします。

①株式の併合、資本の減少ならびに合併または会社分割のために行使価額の調整を必要とするとき。

②本号①のほか、当社の発行済株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額の調整を行うときは、当社はその適用の日の前日までに必要な事項を通知します。ただし、本項第(2)号②のただし書に示される株式分割の場合、その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときには、調整後行使価額の適用の日以降すみやかに通知します。

新株予約権を行使することができる期間

平成15年8月19日から平成16年8月18日まで。

但し、行使期間の最終日が休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

1 当社は、当社が吸収合併による消滅、並びに株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を消却することができるものとします。

2 当社は、本欄第1項による新株予約権証券の消却を行う場合、本新株予約権者に対し、新株予約権証券1個に対し当初の新株予約権証券1個の発行価額相当額を対価として支払うものとします。

平成15年12月 5日登記

平成15年11月30日新株予約権全部行使

平成16年 4月 6日登記

オメガ・プロジェクト株式会社第3回新株予約権

新株予約権の数

6000個

5871個

平成16年 8月31日変更

平成16年12月24日登記

5454個

平成16年 9月30日変更 平成16年12月24日登記

5351個

平成16年10月31日変更 平成16年12月24日登記

4726個

平成17年 4月30日変更 平成17年10月25日登記

379個

平成17年 5月31日変更 平成17年10月25日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 6000万株 (新株予約権1個につき1万株)

普通株式 5871万株 (新株予約権1個につき1万株)

平成16年 8月31日変更 平成16年12月24日登記

普通株式 5454万株 (新株予約権1個につき1万株)

平成16年 9月30日変更 平成16年12月24日登記

普通株式 5351万株 (新株予約権1個につき1万株)

平成16年10月31日変更 平成16年12月24日登記

普通株式 472万6000株 (新株予約権1個につき1000株)

平成17年 4月30日変更 平成17年10月25日登記

普通株式 37万9000株 (新株予約権1個につき1000株)

平成17年 5月31日変更 平成17年10月25日登記

各新株予約権の発行価額

1個につき3万円 (1株につき金3円)

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

① 行使価額 1個につき3.9万円 (1株につき金3.9円)

② 行使価額の調整

(1) ① 当社は、本新株予約権証券の発行後、本項第(2)号①ないし③に掲げる事由が発生した場合には、新株予約権行使時の行使価額を次に定める算式(以下「行使価額調整式」といいます。)により調整するものとします。なお、行使価額調整式における「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、本項第(2)号①に定める普通株式の交付に関し、交付される株式の中に、当社が保有する当社普通株式が含まれる場合には、行使価額調整式における「新発行株式数」には当該株式数を含むものとします。

新発行株式数×1株当たり払込金額

調整後 調整前 既発行株式数+ 時 価
行使価額=行使価額×

既発行株式数+新発行株式数

② 行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後の行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とし、既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済株式数とします。ただし、行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき既発行株式数が公正妥当に算定できる場合はその既発行株式数を使用するものとします。

③ 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(1)号②のただし書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の日本証券業協会における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含みます。)の平均値(終値のない日数を除きます。)とします。平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。

④ 行使価額調整式の計算については円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

⑤ 行使価額の調整を行った場合、各新株予約権の目的となる株式の数は次のとおりとする。なお1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

新株予約権の行使時の払込金額

株式数 =

調整後行使価額

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによります。

① 行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を新規に発行又は自ら保有する株式を移転等処分する場合(本新株予約権証券の発行と同時に行う「第三者割当」によって新たに発行される普通株式については当該調整の対象としません)調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。

② 株式分割により普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額の適用時期は、株式分割のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後の行使価

額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用します。なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした場合には、次の算出方法により、当社の普通株式を発行します。
(調整前 調整後) (調整前行使価額をもって新株予約権行使
行使価額－行使価額) × により当該期間内に発行された株式数)

株式数＝

調整後行使価額

この結果 1 株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとします。

③ 行使価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券を発行する場合。

調整後行使価額は、行使価額調整式において 1 株当たりの払込金額としてその証券の転換価額を使用し、また新発行株式数としてその証券の発行日の終わりに又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに発行される証券の全額が転換されたものとみなして計算し、発行日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用します。

④ 行使価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の新株予約権証券及び新株予約権を付与された証券を発行する場合。

調整後の行使価額は、行使価額調整式において 1 株当りの払込金額としてその証券に付与された新株予約権の行使により発行する株式の発行価額を使用し、また新発行株式数としてその証券の発行日の終りに又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終りに発行される証券に付与された新株予約権の全部が行使されたものとみなして計算し、発行日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用します。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行いません。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用します。

(4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、当社は当社が適切と考える方法により行使価額の調整を行うものとします。

① 株式の併合、資本の減少ならびに合併または会社分割のために行使価額の調整を必要とするとき。

② 本号①のほか、当社の発行済株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額の調整を行うときは、当社はその適用の日の前日までに必要な事項を通知します。ただし、本項第(2)号②のただし書に示される株式分割の場合、その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときには、調整後行使価額の適用の日以降すみやかに通知します。

新株予約権を行使することができる期間

平成 16 年 8 月 30 日から平成 17 年 8 月 29 日まで

但し、行使期間の最終日が休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

1 当社は、当社が吸収合併による消滅、並びに株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を消却することができるものとします。

2 当社は、本欄第 1 項による新株予約権証券の消却を行う場合、本新株予約権者に対し、新株予約権証券 1 個に対し当初の新株予約権証券 1 個の発行価額相当額を対価として支払うものとします。

平成 16 年 12 月 24 日登記

平成 17 年 7 月 31 日新株予約権の全部行使

平成 17 年 10 月 25 日登記

オメガ・プロジェクト株式会社新株予約権

新株予約権の数

1 万 6 0 0 0 個

1 万 3 0 0 0 個

平成 17 年 12 月 31 日変更

平成 18 年 5 月 19 日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 1 6 0 0 万株（新株予約権 1 個につき 1 0 0 0 株）

なお、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割または、株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1 株未満の端数は切り捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

普通株式 130万株（新株予約権1個につき1000株）

なお、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割または、株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切り捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

平成17年12月31日変更 平成18年 5月19日登記

各新株予約権の発行価額

無償とする

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1個につき2万6000円（1株につき金26円）

各新株予約権の行使に際して払込をすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に行使株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、その金額が発行日の前日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、これに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記行使価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額×

分割・併合の比率

また時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）が行われる場合、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

既発行 新規発行株式数×1株当たり行使金額

+

調整後 調整前 株式数 時 価

=

×

行使価額 行使価額 既発行株式数+新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成17年3月10日から平成22年3月9日まで

ただし新株予約権の割当を受けた者と当社との間で個別に締結される新株予約権割当に関する契約により、権利行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使の際に、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員、監査役、顧問及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。

②新株予約権者の権利行使期間内の死亡の場合には新株予約権者の相続人は、新株予約権を相続することができる。

③その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

①上記「新株予約権行使の条件」に定める行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できないこととなった場合、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

②当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

③その他、当社はいつでも取締役会の決議に基づき新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。

（会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件）

①上記「新株予約権行使の条件」に定める行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できないこととなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

②当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承

認められたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
③その他、当社はいつでも取締役会の決議に基づき、新株予約権を無償で取得することができる。

平成18年 5月 1日変更 平成18年 8月28日登記

平成17年 4月15日登記

オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社新株予約権

新株予約権の数

9000個

8400個

8200個

7950個

7910個

平成17年11月30日変更 平成18年 5月19日登記

平成18年 2月28日変更 平成18年 5月19日登記

平成18年 3月31日変更 平成18年 5月19日登記

平成18年 4月30日変更 平成18年 8月28日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 90万株（新株予約権1個につき100株）

なお、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割または、株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切り捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

普通株式 84万株（新株予約権1個につき100株）

なお、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割または、株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切り捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

平成17年11月30日変更 平成18年 5月19日登記

普通株式 79万5000株（新株予約権1個につき100株）

なお、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割または、株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切り捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

平成18年 3月31日変更 平成18年 5月19日登記

普通株式 79万1000株（新株予約権1個につき100株）

なお、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割または、株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切り捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

平成18年 4月30日変更 平成18年 8月28日登記

各新株予約権の発行価額

無償とする

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1個につき2万1500円（1株につき金215円）

各新株予約権の行使に際して払込をすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に行使株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、その金額が発行日の前日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、これに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記行使価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものと

し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額×

分割・併合の比率

また時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）が行われる場合、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

新規発行株式数×1株当たり行使金

調整後 調整前 既発行株式数+ 時 価
行使価額＝行使価額×

既発行株式数+新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成17年8月26日から平成22年3月9日まで

ただし新株予約権の割当を受けた者と当社との間で個別に締結される新株予約権割当に関する契約により、権利行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使の際に、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員、監査役、顧問及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。
- ②新株予約権者の権利行使期間内の死亡の場合には新株予約権者の相続人は、新株予約権を相続することができる。
- ③その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

- ①上記「新株予約権行使の条件」に定める行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できないこととなった場合、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。
- ②当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ③その他、当社はいつでも取締役会の決議に基づき新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。
（会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件）
- ①上記「新株予約権行使の条件」に定める行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できないこととなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ③その他、当社はいつでも取締役会の決議に基づき、新株予約権を無償で取得することができる。

平成18年 5月 1日変更 平成18年 8月28日登記

平成17年10月25日登記

オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社第4回新株予約権

新株予約権の数

2000個

1790個

1622個

1486個

1353個

1128個

1008個

平成17年12月31日変更

平成18年 1月31日変更

平成18年 2月28日変更

平成18年 3月31日変更

平成18年 4月30日変更

平成18年 4月30日変更

平成18年 4月30日変更

平成18年 4月30日変更

平成18年 4月30日変更

平成18年 4月30日変更

平成18年 4月30日変更

平成18年 4月30日変更

平成18年 4月30日変更

平成18年 4月30日変更

平成18年 4月30日変更

平成18年 4月30日変更

平成18年 4月30日変更

平成18年 4月30日変更

平成18年 4月30日変更

平成18年 4月30日変更

平成18年 4月30日変更

平成18年 4月30日変更

平成18年 5月19日登記

平成18年 5月19日登記

平成18年 5月19日登記

平成18年 5月19日登記

平成18年 5月19日登記

平成18年 5月19日登記

平成18年 5月19日登記

平成18年 5月19日登記

平成18年 5月19日登記

平成18年 5月19日登記

平成18年 5月19日登記

平成18年 5月19日登記

平成18年 5月19日登記

平成18年 5月19日登記

平成18年 5月19日登記

平成18年 5月19日登記

平成18年 5月19日登記

平成18年 5月19日登記

平成18年 5月19日登記

平成18年 5月19日登記

平成18年 5月19日登記

平成18年 5月19日登記

平成18年 5月19日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式として、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行しまたはこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行または移転を「発行・移転」という。）する数は、行使請求に係る本新株予約権の数に500万円を乗じ、これを行使価額（以下に定義。）で除した数とし、1株未満の端数は切り捨てる。

各本新株予約権の目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は、

当該株式数を行使請求に係る本新株予約権の数で除した数とする。
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
1個につき1万円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- ① (1) 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額に割
当株式数を乗じた額とする。
(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を発行・移転する場
合における株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）
は、当初320円とする。

②行使価額の修正

平成17年12月20日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日
（以下「修正日」という。）の前日まで（当日を含む。）の3連続取引
日（但し終値のない日は除く。）の株式会社ジャスダック証券取引所に
おける当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する金額
の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、
当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上下回る場合又は上回る場
合は、行使価額は当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、
行使価額は160円を下回らず、1120円を上回らないものとする。
また、上記3連続取引日の間に本項第②号に基づく調整の原因となる事
由が発生した場合には、修正後の行使価額は本要項に従い当社が適当と
判断する値に調整される。

②行使価額の調整

- (1) ①当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号①ないし③に掲
げる事由が発生した場合には、新株予約権行使時の行使価額を次
に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により調整す
るものとする。なお、行使価額調整式における「既発行株式数」
には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まな
いものとし、本項第(2)号①に定める普通株式の発行・移転に
関し、発行・移転される株式の中に、当社が保有する当社普通株
式が含まれる場合には、行使価額調整式における「新発行株式数」
には当該株式数を含むものとする。

$$\frac{\text{新発行・} \quad \quad \quad 1 \text{株当りの}}{\text{処分株式数} \quad \times \quad \text{発行・処分価額}}$$

$$\text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{既発行株式数} \quad + \quad \quad \quad \text{時} \quad \text{価}$$
$$\text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\quad \quad \quad}{\quad \quad \quad}$$

既発行株式数+新発行・処分株式数

- ②行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後の行使価額
を適用する日の前日において有効な行使価額とし、既発行株式数
は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合
は調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の
発行済株式数とする。ただし、行使価額を調整すべき事由が2つ
以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算
出に当たり使用すべき既発行株式数が公正妥当に算定できる場合
はその既発行株式数を使用するものとする。
③行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する
日（ただし、本項第(1)号②のただし書の場合には株主割当日）
に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダッ
ク証券取引所における当社普通株式の毎日の終値（気配表示を含
む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計
算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四
捨五入する。
④行使価額調整式の計算については円位未満小数第2位まで算出し、
小数第2位を切り捨てる。
⑤行使価額の調整を行った場合、各新株予約権の目的となる株式の
数は次のとおりとする。なお1株未満の端数が生じたときは、こ
れを切り捨てる。

新株予約権の行使時の払込金額

$$\text{株式数} = \frac{\quad \quad \quad}{\text{調整後行使価額}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の
行使価額の適用時期については、次に定めるところによるものとし
る。

- ①行使価額調整式に使用する時価を下回る発行価額又は処分価額を
もって普通株式を新規に発行又は自ら保有する株式を移転等処分
する場合（本新株予約権証券の発行と同時に行う「第三者割当」
によって新たに発行される普通株式については当該調整の対象と
しない。）

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための株
主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ②株式分割により普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額の適用時期は、株式分割のための株主割当日
がある場合はその日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可
能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもっ
て株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合
で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結
の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整

	後の行使価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。 なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした場合には、次の算出方法により、当社の普通株式を発行・移転する。 (調整前 調整後 (調整前行使価額をもって新株予約権新株予約権行使により当該期間内に発行・移転された株式) 株式数＝$\frac{\text{行使価額} - \text{行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ この結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。 ③行使価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券を発行する場合。 調整後行使価額は、行使価額調整式において1株当たりの払込金額としてその証券の転換価額を使用し、また新発行株式数としてその証券の発行日の終わりに又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに発行される証券の全額が転換されたものとみなして計算し、発行日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用する。 ④行使価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の新株予約権及び新株予約権を付与された証券を発行する場合。 調整後の行使価額は、行使価額調整式において1株当りの行使価額としてその証券に付与された新株予約権の行使により発行・移転する株式の発行価額を使用し、また新発行株式数としてその証券の発行日の終わりに又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに発行される証券に付与された新株予約権の全部が行使されたものとみなして計算し、発行日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用する。 ⑤行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わないものとする。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。 ⑥本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、当社は当社が適切と考える方法により行使価額の調整を行うものとする。 (i) 株式の併合、資本の減少ならびに合併または会社分割のために行使価額の調整を必要とするとき。 (ii) 本号(i)のほか、当社の発行済株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。行使価額の調整を行うときは、当社はその適用の日の前日までに必要な事項を通知する。ただし、本項第(2)号②のただし書に示される株式分割の場合、その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときには、調整後行使価額の適用の日以降すみやかに通知する。 新株予約権を行使することができる期間 平成17年12月20日から平成19年12月19日(本新株予約権の全部または一部が消却される場合には、消却される本新株予約権については、消却のための通知がなされた日)までとする。 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 (1) 当社は、当社が吸収合併による消滅、株式移転及び株式交換により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を取得することができるものとする。 (2) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条第2項の規定に従って通知し、且つ(本新株予約権証券が発行されている場合は)公告したうえで、当該取得日に、残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができるものとする。一部取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 (3) 当社は、本項第(1)号および第(2)号による本新株予約権の取得を行う場合、本新株予約権者に対し、本新株予約権1個につき当該新株予約権1個の発行価額と同額を対価として支払うものとする。				
	<table border="1"> <tr> <td>平成17年12月</td> <td>2日発行</td> </tr> <tr> <td>平成18年</td> <td>5月19日登記</td> </tr> </table>	平成17年12月	2日発行	平成18年	5月19日登記
平成17年12月	2日発行				
平成18年	5月19日登記				
転換社債	第1回無担保転換社債 転換社債の総額				

金 6 億 5 千万円
金 1 億 5 0 0 0 万円

平成 1 1 年 3 月 3 1 日変更 平成 1 1 年 4 月 8 日登記
全 5 千万円 平成 1 2 年 6 月 3 0 日変更 平成 1 2 年 7 月 2 4 日登記

転換の条件

1. 転換価格

本社債の転換により発行する当社の額面普通株式（以下普通株式という。）1 株の発行価格（以下転換価格という。）は金 1 6 2 円とする。
但し、本転換価格は下記 3. 第（1）号ないし第（4）号に定めるところに従い調整されることがあるものとする。

2. 転換価格中資本に組入れる額

金 8 1 円とする。なお、下記 3. によって調整された場合には、調整後の転換価格に 0. 5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げる。但し、転換により当社普通株式を発行する場合で、上記の資本に組入れる額が当社普通株式の額面金額を下回るときは、その額面金額をもって資本に組入れる額とする。

3. 転換価額の調整

（1）① 当社は、本社債の発行後、本項第（2）号①ないし④に掲げる各事由により当社の株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、転換価額を次に定める算式（以下転換価額調整式という。）をもって調整するものとする。

$$\text{調整後} = \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{1 株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{調整前}}$$

転換価額 = $\frac{\text{転換価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$

② 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後の転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額とする。

③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株式割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の 1 ケ月前の日（ただし、株主分割を行なう場合には、商法第 2 2 0 条にて準用する商法第 2 1 5 条第 1 項に定められた一定の期間満了の日）における当社の発行済株式数とする。

④ 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項（2）号②の但し書き場合には株主割当日）に先立つ 4 5 取引日目に始まる 3 0 取引日（以下時価算定期間という。）の日本証券業協会が公表する当社普通株式の毎日の午後 3 時現在（半休日は午前 1 1 時現在）における直近の売買価格（以下最終価格という。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、平均値の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
ただし、当社の普通株式が証券取引所に上場された場合には、時価算定期間の当該証券取引所（複数の証券取引所に上場された場合は主要な一取引所）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。主要な一取引所とは、時価算定期間における当社の普通株式の普通取引の出来高、値付率等を考慮して最も適切であると判断される証券取引所をいう。時価算定期間に上場日が含まれる場合は上場日の前日以前の期間における各最終価格および上場日以降の期間における各終値の平均値（売買または終値のない日数を除く。）とする。

⑤ 転換価額調整式の計算については円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

⑥ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額が当社の普通株式の額面金額を下回るときは、その額面金額をもって調整後の転換価額とする。

（2）転換価額調整式により本社債の転換価額の調整を行なう場合及びその調整後の転換価額の適用時期については次に定めるところによる。

① 前号④に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合。
調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割により普通株式を発行する場合。
調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、また株式分割のための株主割当日がない場合は商法第 2 2 0 条にて準用する商法第 2 1 5 条第 1 項に定められた一定の期間満了の日の翌日以降にこれを適用する。
ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する。

旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
 なお、上記但し書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行する。株券の発行については「摘要」欄3項の規定を準用する。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{換価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right\} \times \frac{\text{調整前転換価額をもつて転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{株式数}} =$$

調整後転換価額

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後転換価額を乗じて得た金額を支払う。ただし、円位未満の金額はこれを1円に切上げる。

③ 前号④に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券を発行する場合。

調整後の転換価額は、その証券の発行額が所定の転換価額で全額転換されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。

ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

④ 前号④に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の新株を引き受ける権利（以下新株引受権という。）を付与された証券を発行する場合。

調整後の転換価額は、その証券に付与された新株引受権の全部が所定の転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。

ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、当社は当社が適当と考える方法により、転換価額の調整を行なう。

① 株式の併合、資本の減少または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

② 本号①のほか当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

③ 第(2)号③に定める証券の転換請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が普通株式に転換された場合を除く。

④ 第(2)号④に定める証券に付与された新株引受権の行使期間が終了したとき。ただし、その証券に付与された新株引受権の全部が行使された場合を除く。

⑤ 本社債以外の当社の転換社債の転換価額もしくは新株引受権証券の行使価額が修正されるとき。

⑥ 転換価額を調整すべき第(2)号または本号に掲げる事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が他方の事由によって修正されているとみなされるとき。

(5) 転換価額の調整を行うときは、当社は適用の日の前日までに必要な事項を公告しなければならない。ただし、第(2)号②の但し書きに示される株式分割の場合その他適用の前日までに前記の公告を行うことができないときは適用の日以降すみやかにこれを行うものとする。

4. 転換により発行する株式数

本社債の転換により発行する当社の普通株式の株式数は次の通りとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{各社債権者が転換請求のために提出した本社債額面金額の総額}}{\text{転換価格}}$$

転換価格

この場合に1円未満の端数を生じたときは、その端数に相当する社債額面金額を、額面100円につき金100円の割合で償還する。

ただし、円位未満の金額はこれを1円に切上げる。

転換によって発行すべき株式の内容

当社額面普通株式（1株の額面金額50円）

ただし、本社債の転換により発行する株式を無額面普通株式とした場合は、 <u>当社無額面普通株式とする。</u> <u>転換の請求をすることのできる期間</u> <u>平成11年3月15日から平成15年3月28日まで</u> <u>各転換社債の金額</u> <u>金5千万円</u> <u>各転換社債につき払い込んだ金額</u> <u>全額</u> <u>本社債はこれを株式に転換することができる</u>			平成11年 3月 2日登記
平成15年3月26日全部償還			平成15年12月 5日登記
金2004年11月30日満期ユーロ円建転換社債 <u>転換社債の総額</u> <u>金20億円</u> <u>金8億5000万円</u> <u>金6億6000万円</u> <u>金6億4千万円</u> <u>金4億8千万円</u> <u>金4億3千万円</u> <u>金3億9千万円</u> <u>金2億5000万円</u> <u>金2億3000万円</u> <u>金2億2000万円</u> <u>金2億1000万円</u> <u>金1000万円</u>			
	平成13年 2月28日変更	平成13年 3月14日登記	
	平成13年 3月31日変更	平成13年 4月11日登記	
	平成13年 4月30日変更	平成13年 6月13日登記	
	平成13年 5月31日変更	平成13年 6月13日登記	
	平成13年 8月31日変更	平成13年 9月18日登記	
	平成13年 9月30日変更	平成13年10月 9日登記	
	平成13年10月31日変更	平成13年12月 4日登記	
	平成13年11月30日変更	平成13年12月18日登記	
	平成14年 5月31日変更	平成14年 8月 9日登記	
	平成14年 6月30日変更	平成14年 8月 9日登記	
	平成14年 9月30日変更	平成14年10月11日登記	
<u>転換の条件</u> <u>本社債は、下記の転換価格につき1株の割合をもって当社額面普通株式に転換することができる。但し、転換の際に生じる1株未満の端数は切捨て、これにつき現金による調整は行わない。</u> <u>転換価格</u> <u>①当初転換価格は250円、また、</u> <u>②2001年2月20日を初回とする毎月20日に、その直前10営業日の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の最終売買価格（当該10営業日のいずれかに最終売買価格が定まらない日がある場合は、順次その直前営業日の最終売買価格）の平均価格の1円未満の端数を切上げた金額とその当時の転換価格とのいずれか低い価格。</u> <u>上記250円は、当社が株式の分割又は併合を行う場合、その他一定の場合には、株式数の変動の割合に応じて調整される。また、転換価格は、当社額面普通株式の額面金額を下回らないものとする。</u> <u>転換によって発行すべき株式の内容</u> <u>1株の金額金50円の額面普通株式</u> <u>転換の請求をすることのできる期間</u> <u>2001年2月1日から2004年11月22日まで</u> <u>各転換社債の金額</u> <u>金1000万円</u> <u>各転換社債につき払い込んだ金額</u> <u>全額</u> <u>本社債は、これを株式に転換することができる。</u>			
			平成13年 1月26日登記
平成15年6月30日全部償還			平成16年 4月 6日登記
2005年2月28日満期ユーロ円建転換社債 <u>転換社債の総額</u> <u>金20億円</u> <u>金19億円</u> <u>金5億5000万円</u>			
	平成13年 5月31日変更	平成13年 6月13日登記	
	平成13年 6月30日変更	平成15年12月 5日登記	
<u>転換の条件</u>			

本社債は、下記の転換価額につき1株の割合をもって当社額面普通株式に転換できる。但し、転換の際に生じる1株未満の端数は切捨て、これにつき現金による調整は行なわない。 転換価額 金283円（平成13年1月および2月における日本証券業協会が発表する当社株価の終値の平均値）、また上記283円は、当社が株式の分割又は併合を行なう場合、その他一定の場合には、株式数の変動の割合に応じて調整される。また、転換価額は、法律上認められない限り、当社額面普通株式の額面金額を下回らないものとする。 転換によって発行すべき株式の内容 1株の金額金50円の額面普通株式 転換の請求をすることのできる期間 2001年3月29日から2005年2月20日まで 各転換社債の金額 金1千万円 各転換社債につき払い込んだ金額 全額 本社債は、これを株式に転換することができる。		平成13年 6月13日登記
平成13年10月31日全部償還		平成15年12月 5日登記
オメガ・プロジェクト株式会社第2回無担保転換社債		
転換社債の総額 金15億円 金13億円 平成16年 3月31日変更 平成16年 4月 6日登記 転換の条件 (1) 当初の転換価額 当初の転換価額は、170円（平成13年8月9日までの連続する3取引日における日本証券業協会が発表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値の95%に等しい額（1円未満切り上げ））とする。 (2) 転換価額の修正 転換価額は、平成13年9月27日を初回とする毎月27日に、次のうち低い方の額に修正される。 (a) 当該修正前に有効な修正後転換価格（初回は、当初の転換価額） (b) 当該修正日前の3連続取引日の終値の平均値の100%に等しい額 ただし、上記により修正された転換価額は、当初の転換価格の60%に等しい額を下回ることとはしないものとする。（計算の結果60%未満となる場合は、修正後転換価額は当初の転換価額の60%に当たる額とする。） (3) 転換価額の調整 転換価額は、当社が本社債発行後、時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、次の算式により調整される。 $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数}}{1 \text{株当り}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数}}{1 \text{株当り}}} \right)}{1 \text{株当り時価}}$ また、株式の分割・併合、時価を下回る発行価額をもって株式に転換しうる証券の発行もしくは新株を引受ける権利を付与された証券の発行等が行われる場合にも適宜調整されるものとする。ただし、法律上認められない限り、転換価額は当社額面普通株式の額面金額を下回らないものとする。 転換によって発行すべき株式の内容 普通株式（現在1株の額面金額50円） 転換の請求をすることのできる期間 平成13年9月3日から平成17年7月28日まで 各転換社債の金額 金1億円 各転換社債につき払い込んだ金額 全額 本社債は、これを株式に転換することができる。		平成13年 9月 7日登記
平成16年4月30日全部転換		平成16年12月24日登記
2006年6月30日満期ユーロ円建転換社債		
転換社債の総額 金10億円 金3億4000万円		

	平成13年10月31日変更 金2億7000万円 平成13年11月30日変更 金2億2000万円 平成13年12月31日変更 金1億7000万円 平成14年6月30日変更 金9000万円 平成14年10月31日変更 平成13年12月4日登記 平成13年12月18日登記 平成14年1月15日登記 平成14年8月9日登記 平成15年12月5日登記 転換の条件 本社債は、転換請求にかかる本社債の額面金額（1000万円）の合計額に対し、下記により決定される転換価額につき当社普通株式1株の割合をもって当社普通株式に転換することができる。ただし、原則として、転換の際に生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 (1) 当初の転換価額 当初の転換価額は、170円（平成13年8月9日までの連続する3取引日の当社普通株式の終値の平均値の95％に等しい額（1円未満切り上げ））とする。 (2) 転換価額の修正 転換価額は、2001年9月27日を初回とする毎月27日に、次のうち低い方の額に修正される。 (a)当該修正前に有効な修正後転換価格（初回は、当初の転換価額） (b)当該修正日前の3連続取引日の終値の平均値の100％に等しい額 ただし、上記により修正された転換価額は、当初の転換価格の60％に等しい額を下回ることとはしないものとする。（計算の結果60％未満となる場合は、修正後転換価額は当初の転換価額の60％に当たる額とする。） (3) 転換価額の調整 転換価額は、当社が本社債発行後、時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、次の算式により調整される。 $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数}}{1 \text{株当り}}}{1 \text{株当り時価}}}{1}$ また、転換価額は、株式の分割・併合、時価を下回る当初転換価額もしくは当初行使価額での転換社債もしくは新株引受権付社債の発行、その他一定の場合にも適宜調整される。 さらに、当社が平成13年9月1日以降に新たに新株式または転換社債もしくは新株引受権付社債を発行する場合で、その払込金額が(a)当該新株式または転換社債もしくは新株引受権付社債の発行日に有効な本社債の転換価額、または(b)当社普通株式の時価、のうちいずれか高い方の額を下回る場合にも、本社債の転換価額は適宜調整される。ただし、法律上認められない限り、転換価額は当社額面普通株式の額面金額を下回らないものとする。 転換によって発行すべき株式の内容 額面普通株式（現在1株の額面金額50円） 転換の請求をすることのできる期間 2001年9月3日から2006年6月29日まで 各転換社債の金額 金1千万円 各転換社債につき払い込んだ金額 全額 本社債は、これを株式に転換することができる。
	平成13年9月7日登記 平成14年11月30日全部転換 平成15年12月5日登記
新株の引受権の行使により発行すべき株式	第24回総会で決議された新株の引受権行使により発行すべき株式新株の引受権 目的たる株式 1株の金額50円の額面普通株式 5万7000株 発行価額 権利付与日の属する月の前の月の各日（取引が成立しない日を除く）の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における売買取引値（終値）の平均値に1.025を乗じた価格とする。ただし、権利付与日の前日の終値（当日取引がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回らない価額とし、また1円未満の端数は切り上げる なお、株式分割または株式併合を行なう場合、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

	また、他社との吸収合併または新設合併を行なう場合、会社は必要と認める発行価額の調整を行なう。 新株の引受権を行使することのできる期間 平成14年7月1日から平成17年6月30日まで 平成11年 7月13日登記
	平成15年6月27日第24回総会で決議された新株の引受権行使により発行すべき株式新株の引受権の目的たる株式消滅 平成15年12月 5日登記
	第25回総会で決議された新株の引受権 目的たる株式 1株の金額50円の額面普通株式 74万株 発行価額 権利付与日の属する月の前の月の各日（取引が成立しない日を除く）の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における売買取引値（終値）の平均値に1.3を乗じた価格とする。ただし、権利付与日の前日の終値（当日取引がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回らない価格とし、また1円未満の端数は切り上げる。 なお、株式分割または株式併合を行なう場合、次の算式により発行価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ また、他社との吸収合併または新設合併を行なう場合、会社は必要と認める発行価格の調整を行なう。 新株の引受権を行使することのできる期間 平成13年1月1日から平成18年6月30日まで 平成12年 7月24日登記
	平成13年3月30日第25回総会で決議された新株の引受権の目的たる株式消滅 平成13年 6月13日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成18年 5月19日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 5月19日登記
登記記録に関する事項	平成10年6月29日東京都世田谷区玉川二丁目24番9号から本店移転 平成10年 7月10日登記 平成18年7月29日東京都千代田区紀尾井町4番1号に本店移転 平成18年 9月13日登記 平成18年 9月13日閉鎖

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。